

「秋田県自転車条例」が制定されました!!

秋田県では、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。(令和3年8月1日施行)

これに伴い、**2022年4月1日**から**秋田県の条例で**

「自転車損害賠償保障」への加入が義務化となります。

通勤・通学・お買い物など、安心の自転車生活を送るためにも「自転車損害賠償保障」に加入しましょう。

※「自転車損害賠償保障」とは、自転車の運転によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する共済または保障をいいます。

自転車事故の加害者になると

思わぬ高額賠償になるケースも!

未成年であっても、高額な損害賠償が発生する場合があります。

小学生が自転車で帰宅途中、女性に衝突。転倒して頭を強打した女性は、意識が戻らず寝たきりの状態に…

→約9,500万円の賠償命令(2013年 神戸地方裁判所)



こくみん共済で「自転車損害賠償」に備えましょう!

現在、「こくみん共済」「住まいる共済」「マイカー共済」にご加入の方は、**特約をプラス**することで、自転車損害賠償に備えることができます。ぜひご検討ください! ※特約はそれぞれ単独での加入はできません。

個人賠償プラス(個人賠償責任共済)

ご自身やご家族が法律上の賠償責任を負ったときに保障!

月々の掛金

200 円(年払掛金の場合 2,300 円)

火災共済の場合は、30 日以上加入している場合にセットできます。

※詳細は、お問合せ下さい。

支払事由		共済金額
日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払します。 (1)日常生活における偶然な事故 (2)主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故 <損害損害共済金><賠償費用共済金>		支払限度額 最高3億円
対人	①事故の相手方を死なせてしまった場合	10万円
臨時	②事故の相手方を入院(10日以上)させてしまった場合	2万円
費用	③事故の相手方にお見舞いの品を渡した場合	3,000円